

ささえあらい 介護保険

【お問い合わせ】 岩室村福祉保健課 介護福祉係
☎ 82-5725

◇ 介護保険の未納保険料は2年で時効消滅します。

65歳以上の方の未納保険料は、期別毎の納付期限から2年で時効消滅となります。時効で消滅した納期分の保険料は納付することはできませんので、ご注意ください。

◇ 介護保険料を滞納していると……

特別な事情がないのに、保険料を納めず、納付相談などにも応じていただけない場合は、介護サービスを受ける際に次のような措置がとられます。また、次の措置がとられても滞納保険料をすべて納めた場合は、通常の給付に戻りますが、時効消滅した保険料のある場合は、時効消滅期間によって、自己負担割合の1割が引き上げられたり、その引き上げ期間が設定されてしまいますのでご注意ください。

1年以上滞納した保険料があった場合
・ サービス利用時の支払い方法の変更（償還払い）

介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、あとで9割相当分を村から払い戻しを受ける「償還払い」方法となります。

1年6か月以上滞納した保険料があった場合
・ 保険給付の一時差し止め
・ 差し止め額から滞納金額保険料を控除

償還払いになった給付費（9割）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納した保険料があった場合
・ 利用者負担の引き上げ
・ 高額介護サービスの支給停止

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービスが受けられなくなったりします。

提出はお早めに!!

住民検診申込書の提出はお済みですか?

2月12日(水)までに、各地区区長及び班長に提出をお願いしていました住民検診申込書ですが、出して頂いたでしょうか。再度申し込みの有無を確認し、忘れていた方は、3月10日(月)までに直接福祉保健課へ提出してくださいようお願いいたします。

【基本健診・人間ドック・胃がん・大腸がん・

子宮がん・乳がん・骨粗しょう症】検診の申し込みとなっています。

この機会に申し込みをしないと検診を受診できないこともあります。

特に、人間ドックの申し込みは、年度の途中ではできませんので、この機会に必ずお願いします。

また、申込書を紛失された方で検診を希望される方は、福祉保健課までご連絡ください。

【お問い合わせ】 岩室村保健センター ☎ 82-5726

平成15年4月から

日曜日もデイサービスセンターがご利用いただけます

急速な高齢化と要介護認定者の増加により、介護サービスの利用申込みが大変増えています。村では、高齢者の皆さんが、できる限り自宅で家族と一緒に生活できるように在宅サービスの充実に向けて、4月から岩室村デイサービスセンターを日曜日・祝日も運営いたします。なお、年末年始や、お盆などは運営をお休みさせていただく日もあります。デイサービスセンターの利用申込みを受付いたしますので希望される方は、あなたのケアマネージャーまたはデイサービスセンターにご連絡ください。

【お問い合わせ】 岩室村デイサービスセンター（橋本地内）
☎ 82-5540（平日 9:00~16:00）

平成15年
4月1日から

国民健康保険からのお知らせ 退職医療制度（退職国保）が変わります

退職医療制度（退職国保）は、会社などを退職された人の医療費負担を軽減する制度です。しかし、平成15年4月1日から健康保険（健保組合、共済組合）での自己負担の割合が3割に統一されることに伴って、退職者医療制度での自己負担の割合も、本人、被扶養者ともに3割に統一されることになりました。

平成15年
3月31日
まで

退職被保険者（本人）
外来 2割 入院 2割
被扶養者
外来 3割 入院 2割
※ 3歳未満は外来2割

平成15年
4月1日
から

退職被保険者、
被扶養者ともに
外来 3割 入院 3割
※ 3歳未満は外来2割・入院2割

老人保健の受給者の皆様へ

高額医療費制度とは……

1か月間（同じ月内）に、医療機関の窓口で支払った費用が次の表の限度額を超えたとき、役場窓口申請して認められれば、高額医療費としてあとから支給されます。

自己負担限度額（月額）

	外来の限度額（個人単位）	入院および世帯（世帯内の老人保健受給者）ごとの限度額	
		一定以上所得者	一般
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + [(医療費の10割 - 361,500円) × 1%] (40,200円)*	
一般	12,000円	40,200円	
低所得	8,000円	II	24,600円
		I	15,000円

* ()は、12か月間で4回以上、高額医療費の支給を受ける場合の4回目からの限度額です。

注意：入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料などは支給の対象外。

あなたはどの所得段階ですか？

- 一定以上所得者：受給者証に「2割」の表示のある方
・ 同一世帯に一定の所得以上（課税所得が124万円以上）の70歳以上の方がいる方
ただし、70歳以上の方の収入の合計が、2人以上の場合で637万円未満、1人の場合は450万円未満であると申請した場合は「一般（1割）」負担になります。
- 一般：一定以上所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない方
- 低所得Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方
- 低所得Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、かつ、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方

お問い合わせ： 岩室村住民課 国保・老保係 ☎ 82-5712